

# 日刊 勤労千葉

83. 7. 23

No. 1398

国鉄千葉動力車労働組合  
千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

## 争闘「防衛さい堀横・阻止港開」78年

# 北原事務局長ら全被告の重罪反動判決を弾劾する

## 二期阻止決戦への悪どつな事前弾圧

七月二十一日、反動千葉地裁・山中裁判長は、去る一九七八年三月の「開港阻止・横堀要さい防衛闘争」で不当な起訴をうけ、一審公判中であった空港反対同盟・北原事務局長をはじめとする十九名の「被告」に対し、懲役二年（執行猶予）の反動判決を下した。これは、何が何でも二期着工を急がねばならない敵政府・空港公団の意をうけて、反対同盟に重圧を加え、組織破壊と闘争の事前弾圧を狙った悪どつな攻撃であり、二期着工推進のための政治的弾圧である。

「殺人未遂罪」の初適用をもって、三里塚闘争の圧殺を狙う

「横堀要さい防衛」の闘いとは、一九七八年の三月、滑走路一本の欠陥空港のまま、とにかく「開港」の形式をとりつくり、反対闘争を解体するためにのみ、政府・空港公団が大量の機動隊とクレーン車はじめ重土木機を投入し、反対同盟の拠点を不法かつ暴力的に破壊する攻撃に抗して、反対同盟と支援の闘いでこの拠点を防衛する全く正当な闘いとして闘われたものである。

この正当防衛の闘いに対して、権力は連日連夜の放水・ガス弾直撃・コンクリート破壊銃等々、ありとあらゆる凶暴な殺人的攻撃を三日三晩にわたって加え続け、砦を破壊した上で、たてこもった仲間に重軽傷を負わした上、不法な長期投獄を続けてきたのである。

そして、去る二月に行われた論告求刑公判では、検察側は、何と「殺人未遂罪」の重罪を含め、懲役六年から二年六月の重罪求刑を行ってきたのである。現職総理大臣・中曽根がわざわざ千葉に乗り込んで、「二期早期推進」「用地買収」「反対同盟解体」にむけて、全権力機構と地元反動勢力の総決起を煽りたてた（六月二十一日）ことをうけて、反動千葉地裁は、執行猶予つきとはいえず全く不当にも初の「殺人未遂罪」を適用し、二期着工攻撃の前に、反対同盟の必死の実力反撃を圧殺せんと最大限のどつ喝を加えてきたのである。絶対に許せない攻撃である。

中曽根の「二期推進」号令をうけた 政治的・反動判決

権力のこの横堀要さい破壊にはじまる今回の北原事務局長ら全「被告」への重罪攻撃は、徹頭徹尾不法・不当なものである。

まず何よりも、彼らの「横堀要さいが飛行の障害物」だから、「航空法違反」の容疑で破壊するという口実そのものが、デタラメなものである。

一九七八年三月時点で、横堀（横風用滑走路予定延長線上に建てられた）要さいは、「飛行阻害物」として直ちに強制撤去される筋合は全く無いのである。第二に、「殺人未遂罪」などは、全く言語道断である。反対闘争のシンボルである要さいと鉄塔を守るためにたてこもった仲間には、ありとあらゆる暴虐な殺人的攻撃をしかけ、放水・ガス弾直撃・鉄パイプの乱打で、仲間の指を切断し、顔を七針もぬう重傷を負わし逮捕していったのは、機動隊（レイインジャー）部隊の方なのだ。

判決後、北原事務局長はじめ「被告」とされた仲間は、直ちに怒りの記者会見をし、「こういう形でわれわれの行動を束縛し、身動きできないようにしてから二期着工を推進しようとする、政治的な色合いの濃い不当な判決、反動判決で怒りていっばいだ。控訴するかどうか話し合って決めたい」と弾劾の立場を明らかにし、加えて、このような事前弾圧をもととせず、二期着工は絶対に実力阻止するとの鮮明な決意を改めてはつきりと宣言したのである。

敷地内を守りぬき、二期阻止へ！  
10・9三里塚大結集で応えよう

この反動判決の意図は明らかである。いよいよ敵は二期着工の強行にむけて反対同盟破壊・実力決起への予防弾圧にうってでてきたのである。

六月の中曽根の「二期推進」号令を機に、つぎつぎと、成田市長、千葉県議会等がこれを受けて対策に移る決意を表明している。三里塚現地では、脱落派の支援をうけて成田用水工事のくいうちを強行しはじめ、反対同盟は連日の果敢な実力阻止闘争に入っている。

その攻撃の最頂点に、8・8パイプライン供開始攻撃があるのだ。

不屈に闘う敷地内を守りぬき、一部脱落派の逃亡・裏切りを粉碎して、二期着工を阻止しよう。

7・31集会、8・8闘争の成功をかちとり、10・9三里塚大闘争の爆発をかちとろう。